

【不正についての報道】 抜粋（平成21年度～平成23年度） H24.2.14

No.	機関・時期	内 容	
68	〇〇大学 平成24.2.9	預け金で教授ら 処分	〇〇学部と〇〇学部の教授ら計9人が01年～07年に取引業者に架空発注を行い、研究費約2440万円をプールしていた。うち約895万円は文部科学省の補助金が原資だった。09年までに預け金で実験器具やパソコンなどを購入しており、私的流用はなかった。大学は預けた額の多かった〇〇学部の教授と准教授計3人を懲戒処分（譴責）にした。 同じ業者へはこれまでに7つの大学が、預け金があったと確認している。
67	〇〇大学 平成24.1.28	論文にデータ流 用等の不正	元教授の論文10本に実験画像の改ざんやデータの流用が46か所あったと発表。
66	〇〇大学 平成24.1.25 51調査検討委 員会設置	調査検討委員会 が二重投稿を認 定	総長らの論文に二重投稿との指摘が出ている問題で、調査検討委員会は二重投稿があったと認定し、大学に対し明確なルール作りを求めた。二重投稿とされた論文の多くは国際会議での論文をまとめたもので、本来は先行して出した論文を巻末に引用すべきだったが、していなかった。またほかにも材料科学分野で複数の研究者が二重投稿をしていたことが判明した。
65	〇〇大学 平成24.1.20 59調査委員会 設置	不正経理調査委 員会が預け金を 認定	次期学長候補の教授の研究室で04年度の委託研究費と科学研究費補助金で支払いの翌年度に物品が納入されているとして、調査委員会が預け金と認定した。このほか複数の研究費を合算して購入するなどあわせて約255万円の支出に問題があったが、教授の関与は認められず、研究室の教員が重要な役割を担っていたとしている。
64	〇〇大学 平成24.1.13	研究費不正管理 で調査委員会設 置	国税局の指摘により大学が主要な取引先約700社に問合わせた結果、10社余りに研究費が預かり金として不正に管理されていたことがわかった。調査委員会を設置し、8月をめどに中間報告を発表する方針。
63	〇〇大学 平成23.12.28	PC横流し 懲 戒解雇処分	〇〇センターの会計を担当していた非常勤事務職員が、10、11年度に教員名義でパソコンを購入した後、中古品の買い取り業者に売り、代金を自分の口座に振り込ませる手口を繰り返して計約368万円を不正に得ていたとして懲戒解雇処分。他にも同様の行為をしたと認めており、被害額が約2000万円に上る可能性があるとして大学が調査を続けている。
62	〇〇大学 平成23.12.10	論文盗用で博士 号取り消し	〇〇研究所の助教が09年に提出した博士論文や今年発表した論文など計4編で、他の論文を盗用する不正行為があったとして学位を取り消した。
61	〇〇大学 平成23.12.3	水増し発注、職印 懲戒解雇処分	理工系学部の設備機器メンテナンスを担当する職員が、07年以降に電気機器設備工事会社への業務発注時に見積書の項目を増やすなどして約2170万円を上乗せしていた疑いで、大学に損害を与えたとして懲戒解雇処分。
60	〇〇大学 平成23.11.23	研究費不正経理 (プール金)	〇〇研究所の研究室で、03年3月～06年4月に当時助教授などを務めていた特任教授が取引業者2社に架空伝票を作らせ、文部科学省の科学研究費補助金など計約1165万円をプールさせた。

59	〇〇大学 平成23. 10. 20 平成23. 10. 22	研究費不適切経理の疑い	次期学長に内定している〇〇学部長が研究費を不適切に使用した可能性があるとして、大学が調査委員会を設置し調査している。本人は大学側に「事実ではない」と否定している。同大では7月に当時、次期学長に内定していた副学長の不正経理が発覚し、就任を辞退している。 文部科学省が学長任命を留保し、調査が終了し次期学長が任命されるまで現学長の任期を延長することとなった。また大学は、不正経理の発覚で学長就任を辞退した副学長を厳重注意処分とした。
58	〇〇大学 他 平成23. 7. 29~	研究費不正経理の疑い	関東を中心とした計約60の大学・短大の教授等約330人が、実験機器などを納入する業者に研究費を預けている疑いがあることが業者の内部資料によりわかった。 指摘を受けて21の大学・短大が調査委員会を設置するなどして調査を開始した。 〇〇大学では次期学長就任が決定していた副学長が関与しているとして、就任を辞退した。
57	〇〇大学 平成23. 8. 6 50概要報告	研究費不正経理	転出者や退職者を含めたすべての調査結果として、02~10年度に現職34人と転・退職した20人の計54人が関与し、計4億9000万円が不正に経理されていたと発表した。うち3人は計3,640万円を私的に流用していた。
56	〇〇大学 平成23. 7. 5	研究費不正による懲戒処分	〇〇研究科の教授が04年度まで業者に架空発注を繰り返し、大学から支払われた約5450万円を業者に保管させ、研究用の備品購入に充てていたとして、大学は6ヶ月出勤停止の懲戒処分にしたと発表した。 10年3月に匿名の通報があり、調査委員会が11年1月に調査結果を報告していた。
55	— 平成23. 2. 25	大学の研究費用チェックずさん	全国の大学で研究費の不正支出が相次いで見つかっており、文部科学省が実態調査に乗り出した。
54	〇〇大学 平成23. 2. 25	研究費不正プール	〇〇研究所の研究室で、本来は返還が必要な国などからの研究費の余りを物品購入を装った架空伝票により支出し、取引業者の口座にプールしていた。総額は1,000万円を超える可能性があり、大学は調査委員会を設置した。 不正行為は当時の准教授が行っていたとみられているが、研究室は現在は解散している。
53	〇〇大学 平成23. 2. 10 47中間報告	研究費私的流用	〇〇研究科の元教授（現特任教授）が厚生労働省や文部科学省などの研究費を不正流用していた問題で、大学の調査委員会が最終調査結果を公表。不正流用の総額は4,170万円にのぼり、うち少なくとも約450万円を私的流用と認定した。 04年以降に自身や研究員のカラ出張、事前の申請と異なる海外出張、架空伝票による物品購入や業者へのプール金、研究員の給与を還流させるなどしていた。カラ出張や還流させた給与を研究室の通帳にプールし、ここから家族の海外旅行費を支出するなどの私的流用があった。 教授はこれまでに3,900万円を大学に返還している。大学は教授を詐欺罪で告訴する方針。
52	〇〇大学 平成23. 1. 7	論文二重投稿	〇〇科の教授が複数の英語論文について、二重投稿したり、同僚の論文に自分を筆頭著者として加えて再投稿したりしていた。大学が二重

			<p>投稿と認定したのは04年、09年に海外の専門誌に掲載された2本で、嚴重注意した。03～06年に海外専門誌に投稿した7本は、日本語論文を发表済みと明記していなかった。</p> <p>09年9月の内部通報により大学が調査した結果、10年6月に処分した。</p>
51	〇〇大学 平成22.12.25	論文不正行為疑義	<p>総長らの研究チームが発表した論文について、学内から不正行為とされる二重投稿との指摘があり、大学が来年1月に外部有識者による調査検討委員会を設置することを決定。事実関係の調査の他、二重投稿に関するガイドラインを策定する。</p>
50	〇〇大学 平成22.12.24	研究費不正経理	<p>国税局の税務調査による指摘を受けて大学が行った調査結果、処分を公表。研究費不正は教員32名が関与し、総額1億5,643千円。関与者のうち教授1名を諭旨解雇、7人を減給処分。他の教授、准教授は10人が訓告、14人が嚴重注意。諭旨解雇となった教授には私的流用と誤解される行為があったと認定された。</p> <p>調査は法人化後の04年度以降を中心に実施され、不正は期限内に使い切れなかった文部科学省などの研究費を翌年度に使用するため、3つの業者に架空請求などによりプールし、翌年度以降に消耗品等を納品させていた。</p>
49	〇〇大学 平成22.11.17 38 調査結果、 処分公表	研究費不正経理 で地検が搜索	<p>研究費不正で懲戒解雇された〇〇研究科の元教授が使用していた教授室を地検が詐欺容疑で搜索。元教授はこれまでの任意聴取に対し、私的流用を大筋で認めている。</p>
48	〇〇大学 平成22.9.10 32 学会が論文 不受理	論文不正告発訴訟	<p>総長の論文に不正があると告発した教授グループに対し総長が損害賠償を求めた訴訟、教授グループ側が反訴し賠償を求めた訴訟それぞれの第1回口頭弁論が行われ、両者が互いに請求棄却を求め全面的に争う姿勢を示した。</p> <p>総長側は虚偽の告発状による名誉毀損、教授グループ側は総長の提訴は研究不正の追及を防ぐため、表現の自由を抑圧し不当だと主張している。</p>
47	〇〇大学 平成22.8.21 44調査委員会 設置	研究費不正使用	<p>〇〇研究科の元教授（現特任教授）が05年～今年にかけて、国の研究補助金など計約1731万円を不正使用していたとの中間報告を発表。内訳は08年度以降に部下の助教と特任教員にカラ出張をさせた46件計約217万円、05年度～今年にかけ物品購入を装って業者に請求書を作成させ、大学から支払われた代金を預け金とした約1196万円など。業者や研究室の口座などにプールしていた。</p> <p>元教授は、研究室の運営のため私的流用はないと釈明している。プールされた現金から、タクシー代約101万円、海外出張に同行した家族の旅費約44万円など計約253万円が元教授に支給されていた。</p> <p>4月に大学監査室へ実名で通報があり、6月に調査委員会を設置していた。今後の継続調査で不正使用額が増える可能性もあり、大学は刑事告発も検討している。</p>
46	〇〇大学 平成22.8.7	研究費不正受給	<p>経済産業省、環境省、農林水産省からの受託研究費で、06年度に〇〇センター当時の教授が業者に架空の納品書等を作らせ約185万円を不正受給し、受託研究とは別の研究のために観測</p>

			<p>装置を購入していた。各省は大学に全額返還を求め、再発防止の徹底を指示した。教授は現在同大を退職し、他大学に勤務している。</p> <p>09年11月に大学が国税当局の税務調査を受け、不正が判明。大学から報告を受けた経産省などが7月から調査を行っていた。</p>
45	<p>〇〇大学 平成22. 6. 22</p> <p>研究費の不適切使用：平成21. 9公表済み 21. 11処分公表済み</p>	<p>研究費不正などの一連の不祥事により理事長が辞任</p>	<p>公的研究費の不適切使用問題、学位審査に係る金銭授受問題などが相次ぎ、それらを受けた改革の見通しがついたことから、一連の不祥事により社会の信頼を損なった責任を取り理事長が辞任を表明、理事会で受理された。</p> <p>科研費による預け金処理を行っている研究者がいると文部科学省に通報があったことを受け、大学は調査委員会を設置し過去5年間（平成15～19年度）の科研費について調査を行った。その結果、15年度、16年度、17年度において業者への預け金を行った准教授、助教、元助教、元講師、元助手の5名、代替請求（差し替え）を行った元教授1名の計6名、総額4,781,817円の不正使用が判明した。</p> <p>預け金は研究用途に使用されており私的流用はなかった。代替請求は研究用消耗品の名目で伝票を作成させ、研究室の備品を購入していた。</p> <p>【処分】預け金を行った准教授が減給2ヶ月（本棒の10%）、助教が戒告。退職者4名を除いての処分。</p>
44	<p>〇〇大学 平成22. 6. 14</p>	<p>研究費不正</p>	<p>〇〇研究科の元教授の研究室で、研究員の給与をキックバックさせてプールするなどの不正経理を行っていた疑いが強まり、学内に外部の有識者を加えた調査委員会を設置した。元教授は現在は特任教授。</p> <p>給与のキックバックの他、カラ出張の出張費を研究室に返納させたり、架空発注や差し替えの疑いも指摘されている。</p>
43	<p>〇〇大学 平成22. 5. 14</p> <p>35懲戒処分</p>	<p>地裁が解雇の無効を決定</p>	<p>09年12月に論文不正を理由に懲戒解雇された〇〇研究科の元助教が、懲戒解雇は不当として大学側に地位保全や賃金の支払を求めていた仮処分申請に対し、地裁は仮処分を認める決定を出した。大学側が予備調査を行わなかったことや再実験の申し出を拒否したことを指摘し、懲戒処分の手続きに問題があったとした。</p>
42	<p>〇〇大学 平成22. 4. 24</p> <p>36懲戒処分公表済み</p>	<p>研究費不正の内部調査委員会が虚偽報告</p>	<p>〇〇研究科の教授が、自身の研究室に所属する若手研究者の科学研究費補助金で架空発注による預け金を行っていたが、内部調査委員会では若手研究者に影響が及ぶのを懸念したとして意図的な不正はなかったという虚偽の報告書を作成していた。</p> <p>教授は08年に科研費44万円を業者に架空の請求書を作成させ預け金とし別の物品購入に充てていたが、調査委員会は誤って重複発注した物品を返品したが返金を受けずに預けていたとして、意図的ではなかったと報告した。教授の懲戒処分の検討過程で虚偽が発覚し、調査をやり直した上で10年1月に教授の懲戒を決定していた。</p> <p>【処分】虚偽の報告書作成に関わった事務職員（課長、副課長）4名は戒告。虚偽報告を認識していた役員2名はすでに退職しているため、学長から遺憾の意を伝える。</p>

41	〇〇研究所 平成22. 4. 7	論文不正疑惑→ 和解	<p>研究員が論文データを改ざんしたと04年に発表したことに対し、うち一人が名誉毀損として提訴していたが、不正への積極的関与はなかったとして研究所側が発表内容をホームページから全文削除することで和解が成立した。原告は不正疑惑の発覚後に退職している。</p>
40	〇〇大学 平成22. 3. 31	論文盗用の疑い	<p>〇〇学部の教員が、海外の研究者が発表した論文の翻訳を自身の論文として大学の紀要に掲載した疑いがあるとして学部に調査委員会を設置した。教員本人が25日に学長に対して論文取り下げの申し出をしていた。 大学は発行済みの紀要を回収し、該当論文を削除した改訂版を作成する予定。</p>
39	〇〇大学 平成22. 3. 6 平成22. 7. 23	論文盗用	<p>〇〇研究科の助教が03年に博士の学位を取得した際の論文で、全体の約4割に盗用箇所が存在。既発表の文献資料、ウェブサイトから文章、図表を盗用し、出典不記載だけでなく自らの創作物かのように主語を書き換え、原点の表現に著者の関与を加筆するなど悪質な盗用が10箇所、疑いのある箇所が11箇所存在。助教は盗用を認めている。 外部から論文不正や経歴の疑惑の指摘があり、09年11月に研究科の調査委員会、10年1月に学位審査の在り方等に関する全学の特別調査委員会を設置。 【処分】博士の学位授与取消し。助教に対し学位記の返還を要請。 懲戒については経歴の疑惑の調査後、関係者を含め判断。 科学研究費補助金の申請書類などにも盗用や虚偽記載があり、支給された補助金350万円を国に返還すると大学が発表。</p>
38	〇〇大学 平成22. 2. 4	研究費不正	<p>09年10月に国税局が行った税務調査で発覚した。二十数人の関与が浮上。大学は12月に調査委員会を設置。 〇〇研究科の教授は04～09年で、パソコンやデジタルカメラ約1億3000万円を偽装購入。当初私的流用については否定していたが、購入したデジカメ約20台が市場に出回っていることを指摘され、私的流用を認めた。 〇〇学部長は架空発注で計約160万円をプールし、研究用消耗品の購入に充てていた。今回の2人が3月で定年退職を迎えるため、大学は先行して調査を進めた。 他、「教育研究評議会」に所属する〇〇研究科の教授も不正経理に関与。今後大学は調査範囲を04～09年度に拡大する。 【処分】〇〇研究科の教授は懲戒解雇。また、詐欺容疑で刑事告訴する予定。〇〇学部長は停職1か月。</p>
37	〇〇省 平成22. 2. 2	預け金・差し替え	<p>04年度から08年度までの5年間で、本省や地方機関など164カ所を調査。うち、53機関で不正経理が計427件。契約額は約1億363万円。私的流用は確認できなかった。 2機関で物品を架空発注し業者に金をプールさせる預け金。〇〇農政事務所はファイル購入の名目で計31万円。〇〇農政事務所ではコピー用紙の名目で26万円。いずれも翌年度に別の文房具を納入。 地方局3機関で請求の名目以外の物品を納</p>

			<p>入させる「差し替え」が計5件186万円。実際の納入は翌年度なのに年度内に納入されたことにする翌年度納入は計393件9709万円。物品が前年度に納入されていたのに今の年度として支払う「前年度納入」が22件。</p> <p>省全体での不正経理は計427件で、このうち地方局が382件。</p> <p>【処分】関与した職員については訓告などの処分にする方針。</p>
36	〇〇大学 平成22.1.19	預け金	<p>教授は、科研費44万円を業者に預け架空請求書を作成して貰い、その後感熱紙やフラスコなど請求書と異なる品目を納品して貰った。私的な流用はない。</p> <p>【処分】教授は停職15日の懲戒処分、同研究科長は監督責任を怠ったとして文書訓告。</p>
35	〇〇大学 平成21.12.4	論文不正の処分 公表（懲戒解雇）	<p>助教は懲戒解雇、指導教官は3～1ヶ月の停職。</p> <p>2001～07年に発表した口腔免疫に関する論文11本の20項目に実験結果の使い回しや改ざんがあった。大学側の調査に対し、助教と指導教授は不正はないとの主張であったが、もう1人の教授が処分を受入れる姿勢で論文取り下げの手続きを進めている。</p> <p>助教の論文をめぐっては、〇〇学会がH20年7月に、計16本の論文にデータの改ざんが見られると大学に告発。助教への「〇〇賞」も取り消した。大学は告発を受け調査委員会を設置し、H21年4月にうち11本に不正があったと調査結果を公表した。</p>
34	〇〇研究所 平成21.9.9	架空発注	<p>現役主任研究員が研究用の物品を架空発注。99年頃から、知り合いになった業者に随意契約で消耗品等を発注する代わりに、飲食や旅行代金の領収書を業者に回し支払わせていた。03年に「付け回しの額が700万円ほどになった」と告げられ、架空発注で補填を開始し、07年までにつけ回した約5,500万円のうち、約3,900万円を返済した。</p> <p>同研究所の主任研究員は、100万円未満の研究用品を自由に発注する権限があり、架空の支払い伝票を経理部もチェックせずに処理していた。</p> <p>また、その他03～09年8月にも約2,800万円の架空発注をした疑いがある。</p> <p>主任研究員は、経産省の研究委託費、民間の受託研究費、国の運営費交付金の3種のうち、経産省の研究委託費を原資として架空発注していたが、07年10月から同委託費が納品確認の対象になると民間研究費に切り替えていた。</p>
33	〇〇大学 平成21.7.11	科研費流用、虚偽 納入書作成で物 品購入	<p>現役教授が科研費補助金650万円を物品購入に流用するなど、計3件の補助金流用を行った。3件で753万円の流用額。私的な流用はなく物品購入に充てられていた。</p> <p>06年度、虚偽の納入書を32回にわたって作成させ、補助対象外の実験台や流し台の購入に流用していた。平成18年、研究室移転に伴い、実験台、流し台の付帯設備を取引業者から購入したため、これを平成18年10月～平成19年3月に公的研究費により研究用消耗品を架空発注することで未払い金額を精算した。</p> <p>また、平成18年度に机、椅子や什器類の購入</p>

			<p>のため、CD-Rなどの消耗品を架空発注した。</p> <p>このほか、同様の手口で〇〇学系教授は58万円、〇〇学系教授は44万円を事務用品の購入などに流用していた。</p>
32	〇〇大学 平成21.7.10	総長の論文に不正疑惑	<p>総長の論文内容に、データのねつ造や改竄などの不正があるとして、同大の名誉教授等が〇〇学会へ不正行為として適切に対応するよう告発した。</p> <p>95～07年に同学会の学術誌に発表した論文において、記載の作成手法では再現性がなく、明らかな矛盾が見受けられるという。また、論文掲載の写真データが合成で作られた疑いもあると指摘。同学会は、告発を預かり、検討すると見られる。</p> <p>同総長の論文疑惑は、匿名の投書で07年頃から浮上していた。大学の対応委員会で予備調査が行われたが、合理的な根拠がないなどの理由で本調査に移行しなかった経緯がある。</p> <p>〇〇学会は、「告発書には科学的かつ合理的理由が認められない」として受理しなかった。</p>
	平成21.8.18	学会が受理せず	
31	〇〇大学 平成21.6.30	研究費の不正ブール	<p>現役教授・元教授の2名が、02年～07年にわたり31回約819万円を取引業者に預ける不正な会計処理をしていた。当時大学では科研費補助金は年度ごとに国へ返還していたが、平成15年度から研究費を年度を超えて繰り越せるよう制度を改正した。しかし、このことを承知していずに、年度内に使い切ったように見せるため架空発注を行い、翌年度以降プリンターやUSBメモリーなどの消耗品購入に充てていた。</p> <p>内、教授一人は、腕時計や自転車、炊飯器を購入するなど約35万円分の私的流用を行っていた。</p> <p>また、元教授・元講師も、民間企業からの寄附金の会計処理が大学の内規に反していた。取引先の会社に対し、検査結果後に支払う代金を事前に支払い、未実施の検査が終了したように装うなどで、約2,000万円を業者に預けていた。</p> <p>【処分】大学は資金の交付元の指示に基づき返還する。業者2社へは取引停止措置。関係職員の処分も厳正に行うこととしている。</p>
30	〇〇大学 平成21.6.18	研究費の不正ブール	<p>02～06年度に18回にわたり、准教授が文科省の科研費など総額約706万円の公的研究費を業者に預ける不正会計処理をしていた。機器販売業者に架空請求書を作らせ、OA機器や消耗品を購入したように見せかけ不正にブールしていた。私的流用はない。</p> <p>【処分】大学は准教授を停職1ヶ月の懲戒処分とした。預け金は研究費の配分機関からの請求に基づき、加算金等を含め同准教授が返還を行う。</p>
29	〇〇大学 平成21.5.18	研究費の不正ブール	<p>03～07年度に文科省や厚労省、農林水産省などの9プロジェクトに関し、発注権限のある教員が業者に架空発注して偽の納入書を指示し約3600万円のブール金をつくりパソコンや試薬等を購入した。年度をまたいで使う際は大学側への申請が必要だが、していなかった。</p> <p>国税局の摘発などで発覚し、学内調査を行った。私的流用はない。</p>

			大学は現職の7人を処分、独立行政法人は委託した金額の返還を請求。農林水産省は教授一人に同省が所管する公的研究費への応募資格を4年間停止する措置をとった。
--	--	--	--